

令和元年度 第1回鳥取県地域自立支援協議会
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和元年7月17日(水)
午後2時から午後4時まで(予定)
場 所 倉吉市上井公民館 2階 視聴覚室

1 あいさつ

2 報告事項

- (1)鳥取県障がい者プランに係る実施状況について
- (2)平成30年度鳥取県医療的ケア児等支援コーディネーター研修実施結果
- (3)令和元年度鳥取県医療的ケア児等支援コーディネーター研修実施概要

3 議事

- (1)医療型短期入所
- (2)医療的ケアを要する障がい児者の受入先
- (3)その他

R1鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会】名簿

【委員】

	氏名	所属・職	備考
1	光岡 芳晶	鳥取県相談支援専門員協会 代表理事	
2	西田 法孝	医療法人社団西田内科 院長	
3	中井 恭子	就労継続支援A型事業所フレンズ 管理者	
4	水本 佳代子	NPO法人びのきお 理事	
5	河内 富裕美	鳥取市社会福祉協議会福部町総合福祉センター 所長代理	
6	山根 貴之	相談支援センターPIECE 相談員	
7	守部 裕子	鳥取市障がい福祉課 係長	
8	山崎 慎之介	倉吉市福祉課 係長	
9	米田 克宏	米子市障がい者支援課 担当課長補佐	

【オブザーバー】

	氏名	所属・職	備考
1	玉崎 章子	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長	
2	木村 弘子	総合療育センター 副看護師長	
3	有馬 理香	特定非営利活動法人びのきお 理事	
4	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびと一まれ 理事長	
5	谷川 英里	中部療育園 理学療法主任	
6	坂本 万理	公益社団法人鳥取県看護協会 訪問看護ステーション 所長	
7	安本 理恵	鳥取養護学校 教頭	
8	笠木 正明	鳥取県小児科医会 会長	

【事務局】

	氏名	所属・職	備考
1	谷口 康彦	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長	
2	山本 伸一	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長	
3	内藤 佐弥子	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長	
4	永田 慎二	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長	
5	森山 孝之	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 係長	
6	寺谷 明日香	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 主事	

鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べる者、オブザーバーとして招聘することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

鳥取県障がい者プランに係る実施状況について

(医療的ケア児の協議の場及び医療的ケア児コーディネーター関係)

本県では、平成27年3月に「鳥取県障がい者プラン（以下「プラン」という。）」を策定（プランの期間：平成27年4月～平成36年3月）し、平成30年3月のプラン改定にあわせて、「医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場（以下「協議の場」という。）の設置」及び「医療的ケアを要する障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（以下「医療的ケア児等コーディネーター」という。）の配置人数」をプラン改定における成果目標（平成30年度から平成32年度まで）の一つとして新たに定めたところ。

現時点における実施状況については、次のとおり。

1 協議の場の設置状況

国指針	設置状況			
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。（圏域設置可）	県	設置済		
	圏域	東部	中部	西部
		未設置	設置済	未設置
市町村	鳥取市設置済			

(令和元年5月17日時点)

- 県は、県地域自立支援協議会の下に協議の場を設置。（医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会）
- 中部圏域は、新たに協議の場を設置。（医療的ケアを要する障がい児者支援会議）
- 鳥取市は、鳥取市地域自立支援協議会の下に協議の場を設置。（医療的ケア児等支援ワーキング）

2 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

国指針	配置状況
医療的ケア児者に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。	H30年度 8市町村（※） ⇒令和2年度までに19市町村に設置予定。

※医療的ケア児等コーディネーターが1人以上配置されている市町村数

平成30年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施の概要

1 研修日程

	日程	時間	会場
1日目	平成30年10月20日（土）	13:00～16:40	鳥取県立図書館 2階大研修室
2日目	平成30年11月5日（月）	10:00～17:30	米子コンベンションセンター 3階第2会議室
3日目	平成30年11月6日（火）	10:00～17:30	
4日目	平成30年11月29日（木）	9:00～17:30	まなびタウンとうはく 4階多目的ホール
5日目	平成30年11月30日（金）	9:00～17:30	

2 研修概要

1日目（公開講座）

- （1）講師 社会福祉法人むそう理事長 戸枝陽基氏
- （2）受講者数 79名（39名がコーディネーター研修参加者、40名が一般の参加者）
- （3）研修内容

一般参加も含めた公開講座として実施。愛知県や東京都で医療的ケア児支援の先進的な取り組みを行っている講師を迎え、医療的ケア児等コーディネーターに求めること（制度を越えて関係機関をのりしろ型に繋ぐこと、ケアマネジメントだけでなくソーシャルワークの重要性など）や、今後の医療的ケア児者支援に望まれること（子ども・子育て支援の活用、医療的ケアの介護職などへの範囲拡大など）について講演を行った。

2日目～3日目（講義）

- （1）講師等 別紙タイムスケジュール表のとおり
- （2）受講者数 38名
- （3）研修内容

2日目は医療と福祉についての基礎的な内容理解のための講義を中心に実施した。

3日目の午前はパネルディスカッション形式で医療的ケア児の保護者や、各ライフステージにおいて医療的ケア児者の支援をしている現場の専門家に発表を行っていただき、午後からは受講者と意見交換を行った。

パネルディスカッションの後は課題として各受講者が行う研修事例の計画作成に向けて、その作成のポイントについて、グループワークを中心に実施した。

4日目～5日目（演習）

- （1）スーパーバイザー及びファシリテーター 別紙タイムスケジュール表のとおり
- （2）受講者数 37名
- （3）研修内容

6グループに分かれ、各グループにファシリテーターが1名ついて演習を実施。

4日目の午前は研修事例をもとに各受講者が作成した障害児支援利用計画をグループで話し合って1つの利用計画を作成し、午後からはその利用計画の発表や、スーパーバイザー及びファシリテーターによる模擬担当者会議を見て、担当者会議の進め方について学んだ。

5日目の午前は研修事例のライフステージの変化（就学前）に伴って、利用計画の再検討を行った。午後からはグループごとに模擬担当者会議を実施した後、利用計画の発表を行った。最後に、圏域ごとや職種ごとのグループに分かれて、圏域ごとの課題や今後の業務に活かしたいことについて話し合った。

3 受講者アンケート等の概要（一部抜粋）

（1）相談支援専門員

- ・（研修目標）医療の基礎知識を身に着けたい。医療的ケア児の個別の支援に合わせた計画作成ができるようになりたい。多職種と連携を図れるようになりたい。
- ・（全体の振り返り）医療のことを講義や演習でたくさん教えて頂けたが、今後も続けて勉強していかないといけない。グループワークを通して多職種連携の必要性を理解できた。

（2）看護師

- ・（研修目標）支援に必要な制度を学びたい。生活のための医療という考え方を学びたい。連携の上で的確に必要な職種につなげられるようになりたい。
- ・（全体の振り返り）自分の職種がどういう役割を期待されているのかがわかった。計画の作成にあたり、家族、本人のニーズを大切に広く連携をとることを学んだ。

（3）保健師

- ・（研修目標）行政の役割を理解する。医療的ケア児のを支援するための課題が整理でき、解決するための方策がわかる。特に乳幼児期に必要な支援を理解したい。
- ・（全体の振り返り）医療的ケア児に必要な支援や社会資源について学ぶことができた。地域でできることがたくさんあると思った。

4 医療的ケア児等コーディネーターの修了証書発行者と職種や地域等の内訳

（1）修了証書発行者数：37名

（2）職種及び圏域ごとの内訳

	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	7	5	8	20
看護師	7	0	2	9
保健師	0	2	2	4
保育士	1	0	0	1
理学療法士	1	0	0	1
社会福祉士	1	0	0	1
児発管	0	0	1	1
圏域合計	17	7	13	37
市町村内訳	鳥取市15名 八頭町2名	倉吉市6名 湯梨浜町1名	米子市10名 境港市1名 日吉津村1名 江府町1名	

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修タイムスケジュール表

日		時間	科目	講師等
1日目	10月20日	12:30	受付開始	
		13:00	開会及び主催者あいさつ	
		13:10	総論 (90分)	社会福祉法人むそう 理事長 戸枝陽基氏
		14:40	福祉Ⅰ (120分)	
		16:40	閉会	
2日目	11月5日	9:30	受付開始	
		10:00	支援体制整備 (60分) ライフステージにおける支援Ⅰ (30分)	障害者生活支援センターまちくら 相談支援専門員 西古 久恵 氏
		11:30	休憩 (10分)	
		11:40	医療Ⅰ (30分)	公益社団法人鳥取県看護協会 社会支援部 部長 鈴木 妙 氏
		12:10	昼休憩 (60分)	
		13:10	医療Ⅱ (150分) 福祉Ⅱ (30分)	鳥取大学医学部附属病院小児在宅支援センター 副センター長 玉崎 章子 氏
		16:10	休憩 (20分)	
		16:30	福祉Ⅲ (60分)	総合療育センター 地域療育連携支援室 係長 内藤 佐弥子 氏 鳥取県子育て王国推進局 主事 山岡 圭一 氏
		17:30	閉会	
3日目	11月6日	9:30	受付開始	
		10:00	【パネルディスカッション】 本人・家族の思いの理解Ⅰ (60分) ライフステージにおける支援Ⅱ (90分)	【進行】障害者生活支援センターすてっぷ 所長 光岡 芳晶 氏 鈴木 侑子 氏 鳥取大学医学部附属病院医療福祉支援センター 入退院センター部門 病棟専任退院支援看護師 後藤 玉妹 氏 倉吉市保健センター 保健師 田村 香奈 氏 皆生養護学校小学部 教諭 米谷 めぐみ 氏 NPO法人このゆびと一まれ 理事長 藤原 美江子 氏
		12:30	昼休憩 (60分)	
		13:30	【パネルディスカッション】 本人・家族の思いの理解Ⅰ ライフステージにおける支援Ⅱ (40分)	進行及びパネリスト5名
		14:10	休憩 (10分)	
		14:20	本人・家族の思いの理解Ⅱ (60分)	障害者生活支援センターすてっぷ 相談支援専門員 小林 健介氏
		15:20	休憩 (10分)	
		15:30	計画作成のポイント(120分)	障害者生活支援センターすてっぷ 相談支援専門員 小林 健介氏 相談支援センターPIECE 相談支援専門員 山根 貴之 氏
		17:30	閉会	
4日目	11月29日	8:30	受付開始	
		9:00	オリエンテーション(10分)	【全体進行及びスーパーバイザー】 障害者生活支援センターすてっぷ 所長 光岡 芳晶 氏
		9:10	演習Ⅰ：事例の掘り下げ (75分)	
		10:25	休憩 (10分)	
		10:35	演習Ⅱ：利用計画書、週間計画書作成 (95分)	【スーパーバイザー】 鳥取大学医学部附属病院 小児在宅支援センター 副センター長 玉崎 章子 氏
		12:10	昼休憩 (60分)	
		13:10	演習Ⅱ：利用計画書、週間計画書作成 (60分)	
		14:10	演習Ⅲ：グループごとに作成した利用計画を発表 (50分)	【ファシリテーター】 障害者生活支援センターすてっぷ 相談支援専門員 小林 健介 氏
		15:00	休憩 (10分)	
		15:10	演習Ⅳ：模擬担当者会議 (60分)	
		16:10	休憩 (10分)	
16:20	演習Ⅴ：プラン再検討 (70分)	障害者生活支援センターまちくら 相談支援専門員 西古 久恵 氏		
		17:30	閉会	
5日目	11月30日	8:30	受付開始	
		9:00	演習Ⅴ：プラン再検討 (45分)	相談支援センターPIECE 相談支援専門員 山根 貴之 氏
		9:45	休憩 (10分)	
		9:55	演習Ⅵ：利用計画書、週間計画書作成 (135分)	倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい 相談支援専門員 今西 賀子 氏
		12:10	昼休憩 (60分)	
		13:10	演習Ⅶ：模擬担当者会議 (60分)	
		14:10	休憩 (10分)	
		14:20	演習Ⅷ：グループごとに作成した利用計画を発表 (10分)	相談支援センターサポートリンクす 管理者兼相談支援専門員 小林 敦子 氏
		15:50	休憩 (10分)	
16:00	演習Ⅸ：スーパーバイザーによるパネルディスカッション、研修ふりかえり (90分)	総合療育センター 地域療育連携支援室 係長 内藤 佐弥子 氏		
		17:30	閉会	

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

圏域	市町村	機関種別	機関名	住所	連絡先		備考(相談受付時間など)
					電話番号	メールアドレス	
東部	鳥取市	相談支援事業所	地域生活支援センターみんなの家	鳥取市美萩野2丁目81	0857-30-7677	t_minnanoie@yahoo.co.jp	月～金 9:00～17:00
			相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町1丁目131	0857-36-1151	summer@mmwc.or.jp	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
			障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目104-2	0857-22-9511	soyokaze@tottoricity-syakyo.or.jp	月～土 8:30～17:15
		医療機関	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	0857-26-2271	—	月～金 8:30～17:00
			鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	0857-21-3322	houmon@tottori-kangokyokai.or.jp	月～金 9:00～17:00
			訪問看護ステーションつむぎ	鳥取市行徳1丁目312番地	0857-30-6981	info@o-tsumugi.com	月～金 9:00～17:00
			訪問看護ステーションおざき	鳥取市湖山町北2丁目522番地2セコム山陰ITラボラトリー	0857-30-6022	—	月～金 9:00～17:00
			訪問看護ステーションえん	鳥取市国府町新町1丁目117アウラB	0857-51-1530	support@nurse-en.com	月～金 9:00～17:00
			きずな訪問看護リハビリステーション・家族のきずな	鳥取市立川町6丁目207番地・鳥取市雲山612	0857-77-3007 0857-30-3125	—	月～金 8:30～17:30
		療育機関	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津260	0857-29-8889	ryoikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15
その他	共に暮らす共に生きるおしどりの家	—	090-6833-7229	oshidori.dream@gmail.com	おしどりカフェ(毎月第3土曜日13:30～15:30開催)にて相談受付(それ以外の相談はメールにてお問合せください)		
八頭町	相談支援事業所	相談支援センターPIECE(ピース)	八頭郡八頭町宮谷191番地5	0858-71-0610	supportzone.piece@sweet.ocn.ne.jp	月～金 9:00～17:00	
中部	倉吉市	相談支援事業所	障害者支援センターくらす	倉吉市住吉町37-1	0858-23-8455	—	—
			倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6239	happy@nojima-hospital.or.jp	月～金 8:30～17:30 ※この時間以外は携帯へ転送
		市町村役場	倉吉市役所 子ども家庭課	倉吉市葵町722	0858-22-8220	—	月～金 8:30～17:15 ※相談で来所される場合は事前に連絡をください
			倉吉市保健センター	倉吉市小田458	0858-26-5670	—	月～金 8:30～17:15
	湯梨浜町	相談支援事業所	相談支援センター サポート りんくす	東伯郡湯梨浜町龍島500番2F-E	0858-32-1001	saporisu@mail3.torichu.ne.jp	月～金 9:00～18:00 ※転送電話にて24時間対応可能
西部	米子市	相談支援事業所	子ども相談支援センター カモミール	米子市米原1丁目8-13 スクエア米原2階	0859-57-7767	soudan.chamomile@npo-evergreen.jp	月～金 9:00～18:30 土9:00～16:00 ※盆、年末年始、祝祭日、日曜日、第2・4土曜日を除く
			社会福祉法人博愛会 相談支援事業所 りんく	米子市一部440番地	0859-21-1310	rinku@hakuaien.net	月～金 8:30～17:30 ※緊急時は24時間対応(携帯へ転送)
			社会福祉法人地域でくらす会 障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83番地3	0859-35-5647	machikura@sea.chukai.ne.jp	月～金 8:30～17:30 ※土曜日は事前予約にて相談受付
			障害者生活支援センターすてつぷ	米子市道笑町2丁目126-4稲田地所第5ビル1F	0859-37-2120	s-shien@sanmedia.or.jp	月～金 9:00～17:45
		医療機関	鳥取大学医学部附属病院医療福祉支援センター	米子市西町36番地1	0859-38-6961	—	月～金 9:00～17:00
		療育機関	鳥取県立総合療育センター 地域療育連携支援室	米子市上福原7丁目13-3	0859-38-2163	sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:00
	境港市	市町村役場	境港市 健康推進課	境港市上道町3000	0859-47-1042	kenko@city.sakaiminato.lg.jp	月～金 9:00～17:00
	江府町	相談支援事業所	社会福祉法人尚仁福祉会 相談支援事業所 江美の郷	日野郡江府町大字久連7番地	0859-72-3210	soudansien@syoujn.or.jp	月～金 9:00～17:00

令和元年度 鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 募集要項

1 研修目的

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する人材（以下「医療的ケア児等コーディネーター」という。）を養成する。

2 主催

鳥取県

3 対象者

相談支援専門員、保健師、訪問看護師など、地域で医療的ケア児等コーディネーターの役割を担っている者又は今後担う予定のある者

4 定員

30名

5 研修内容

別紙研修カリキュラムのとおり

6 研修日程

	日程	時間	会場
1日目	令和元年 9月4日(水)	9:00~17:30	西部総合事務所 講堂
2日目	令和元年 9月5日(木)	9:00~17:30	まなびタウンとうはく 多目的ホール
3日目	令和元年10月1日(火)	9:00~17:30	
4日目	令和元年10月2日(水)	9:00~17:30	

※研修会場への来場にあたっては、公共交通機関の利用をお願いします。

7 受講料

無料

8 受講申込

受講希望者は、別添の受講申込書に必要事項を記入の上、**令和元年8月9日(金)までに**以下のメールアドレスに提出してください。なお、定員を超える申込みがあった場合には、申込書に記載された内容をもとに調整させていただきます。

【受講申込書の提出先】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 担当 寺谷

電子メール omuroa@pref.tottori.lg.jp (電話 0857-26-7865)

9 修了証の交付

研修1日目～4日目の全課程を修了した方には修了証を交付します。

なお、地域の医療的ケアを必要とする者の支援体制の充実に資するよう、修了証の交付を受けた方の勤務する機関の情報を公表させていただきます。

10 参考図書等

研修内容の理解に役立つ2冊の研修テキストです。

①医療的ケア児等支援者養成研修テキスト（中央法規出版 税込3,240円）

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト（中央法規出版 税込2,160円）

また、厚生労働省HPで、旧研修テキストのダウンロードが可能です。

①「重症心身障害児者等支援者育成研修テキスト」（約280ページ）

②「重症心身障害児者等コーディネーター育成研修テキスト」（約90ページ）

＜別紙＞ 研修カリキュラム

日	科目	単位	講師 (案)
1 日 目	総論	1	① 医療的ケア児等の地域生活を支えるために ② 医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
	医療Ⅰ	1	① 障害のある子どもの成長と発達の特徴 ② 疾患の特徴 ③ 生理（身体の恒常性維持）
	ライフステージにおける支援Ⅰ	0.5	
	福祉Ⅰ	1	① 支援の基本的な枠組み ② 福祉の制度 ③ 虐待の制度
	本人・家族の思いの理解Ⅰ	1	① 本人・家族の思い（40分） ② 在宅移行支援（40分） ③ 療育
	ライフステージにおける支援Ⅱ	1.5	④ 教育 ⑤ 成人期 ⑥ まとめ：医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援 各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 支援体制整備（連携、チームづくり、資源の創出）
	支援体制整備	1	関係団体の保護者 博愛子ども発達・在宅支援クリニック 中部療育園 皆生養護学校 県障害者相談支援専門員協会
2 日 目	医療Ⅱ	1	① 日常生活における支援 ・医学的理解を踏まえた介助方法の基本、呼吸障害、摂食・嚥下障害、消化管の障害、発作時の対応等 ② 救急時の状態・症状・対応 ③ 遊び・保育 ④ 家族支援（障がい受容支援、子育てへの寄添い、兄弟姉妹）
	福祉Ⅱ	1	
	医療Ⅲ	1	① 訪問看護の仕組み
	本人・家族の思いの理解Ⅱ	1	① 意思決定支援 ② ニーズアセスメント ③ ニーズの把握事例 ④ 虐待
	福祉Ⅲ	1	
		計画作成のポイント	2
3 日 目	演習 計画作成	7	・演習Ⅰ：事例の掘下げ ・演習Ⅱ：計画作成 ・演習Ⅲ：計画の発表 ・演習Ⅳ：模擬担当者会議のポイント ・演習Ⅴ：ライフステージの変化に伴う計画の再検討
			・演習Ⅵ：ライフステージの変化に伴う計画の再検討 ・演習Ⅶ：計画作成 ・演習Ⅷ：発表 ・演習Ⅷ：模擬担当者会議 ・演習Ⅸ：意見交換、研修振り返り （視点：医療・福祉・教育の連携、地域資源創出、支援チームづくり、支援体制整備）
4 日 目	演習 事例検討	7	県障害者相談支援専門員協会 総合療育センター 県子ども発達支援課 博愛子ども発達・在宅支援クリニック

※ 1日目、2日目のカリキュラムの科目の実施順序は、都合により変更となる可能性があります

平成30年度 鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会(第1回)委員及びオブザーバーの意見の概要

大項目	小項目	意見
受入先の不足	訪問系事業所	入浴支援を受けられていない、居宅介護事業所が少ない(鳥取市)。
	通所系事業所	日中活動、特に放課後等デイの事業所がない(中部)。
		預けられる事業所がない(内藤氏)。
		小学校就学前までに日中活動の場がないと、小学校就学のときに通学の日数が確保できず困ることが起きている。どれだけ普段の日に外に出ているの？ということが入学前に聞かれ、それを参考として通学日数が決められている(谷川氏)。
	医療型ショートステイ	中央病院のショートステイが利用しづらい(鳥取市)
		博愛病院のショートステイは、気管切開した人はなかなか受け入れられていない(有馬氏)
		ショートステイは中部ではほとんど利用できない(谷川氏)。 総合療育センターでは短期入所は6床あるが、短期入所自体非常に波のあるサービスである上に、利用者の健康面が安定しないので、継続的に人を雇うことが難しい。体調不良が多くあるので調整を行ってもキャンセルということはざらにあり、金銭面の保障がないと民間には厳しい、医療依存度の高い人はやはり受け入れがたいということになる(内藤氏)。
保育園での受け入れ	在宅人工呼吸器を装着している医療的ケア児は、常時の見守りの体制がないと保育園での受け入れは難しい。	
	保育園は看護師配置があるところが限られている(内藤氏)。	
受入のためのシステム	福祉の現場では看護師へ医師からの指示書みたいなものはないため、医療依存度の高い人の支援をするのが難しいという印象を誰もが受けることになる。医者や看護師を守るシステムが必要であり、人を増やしても難しいものは難しい。何のバックアップもない中で始めるのは難しいので、支えるシステムを作る必要がある(玉崎氏)。	
人材	人材確保	ヘルパーが絶対的に不足している(鳥取市)。
		パートが多く、正職員が少ない。特に看護師に関しては、正職員に負担が掛かっている。人を募集してもなかなか来てもらえない(びのきお)。
	人材育成	東部の相談支援事業所と一緒に事例検討を行う研修を行った。週間スケジュール表に入浴介助を入れることについて、相談支援専門員がこういう入れ方を思いつかなかったといわれた。こういう情報交換ができれば草の根的に良くなっていく(玉崎氏)。
		医療的ケア児者を知らないヘルパーや看護師は、対応が怖いと言われて敬遠される。不足感の中には提供側が「障がい児者を知らない」という原因もあるのではないかと考えている(有馬氏)。 小児在宅支援センターにお世話になり、教育システムに乗っかっている。やったことがない人は怖くてできないので、OJTが重要。日本財団の支援が離れても継続できるかどうか課題(平田氏)。 OJT研修で小児在宅支援センターにはお世話になっている。このため、看護師も安心して支援できている(びのきお)。
小児在宅医療	訪問看護	訪問看護を受けたいときに受けられない。希望と実際に入れる時間が違って、利用も30分から1時間まで。制度的な問題かも知れないが、外出時にも、訪問看護は使えない。「来て欲しい時間」は皆同じなので、重なることも多い(有馬氏)。 県内の訪問看護師300人のうち、小児を勉強している人50人くらい。医ケア児を受けられるところは更に少ない、学校から帰った時間帯が一番忙しい。利用時間については、2時間と言われても2時間いることができず、長時間の加算をもらうしかない。これはマンパワーの問題ではなく、国の制度の問題(平田氏)。
	地域の小児科医	小児科は往診するドクターがいない。午前も午後も診察しているため、外に出られない。処置は出来るが、やはり福祉は取っつきにくい。小児科医は介護保険のことを知らないくらい福祉のことは疎い(笠木氏)。
移動支援	通学支援	医療的ケア児の通学保障の問題は、かねてからの課題(西部)。 次の4月から2人特別支援学校に就学する。呼吸器、マンツーマン対応での教育機関での看護師配置が週どれくらいかで、何日通学できるかが決まる。地理的な問題から通学支援が必要となる。学校に行くときに保護者が休まないといけない。登校できない場合もあるが、そのときの受け入れ先(レスパイト先)もない(東部四町)。 通学支援を使っている子は、ヘルパーが家にお迎え、お母さんと一緒に通学、その後、ヘルパーがお母さんを送って帰る。救急車呼ぶまでもない体調不良のような、不意のお迎えが、このやり方では難しい(玉崎氏)。
		移動支援
	成人期の地域生活	就労系事業所
療養介護と地域での支援		西部には療養介護がないため、医療的ケアがあっても入所という選択肢がない。在宅となると必然的に多くの福祉サービスを使う。短期入所の支給決定を25～28日行っている人もいて、それでもやはり在宅生活なのかというジレンマがある。GHや民間賃貸にフルに福祉サービスを入れても生活のシミュレーションもできない人が多い(内藤氏)。 ALSの方は松江か鳥取の医療センターに行くほかない。医療のレスパイトしかだめ、だから在宅(訪問)サービスしか受けられない(平田氏)。
実態把握	実態把握	医療的ケア児者の実態が把握できていない(鳥取市、中部)。
災害時の対応	災害時の対応	災害時の対応も考えておく必要がある(東部四町)。



重度障がい児者医療型ショートステイ 整備等事業について

令和元年7月17日(水)
鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局
子ども発達支援課

1

障害者総合支援法「短期入所(ショートステイ)」の概要

～ もしもの時だけでなく、介護者の休息のためにも利用できるサービス ～

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を提供するサービス。介護者にとっては、レスパイト(休息)としての役割も担っている。

日本では、1976(昭和51)年の「住宅重度障害児(者)緊急保護事業」を契機として、介護者の疾病や冠婚葬祭等により一時的に施設入所が可能になった。

その後、90年代に欧米から「レスパイト」の考え方が持ち込まれ、「家族等の介護を一時的に代行することにより、時間と機会を提供する家族支援サービス」としても利用の促進が図られるようになった。

(1) 対象者

居家でその介護を担う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方

■ 福祉型(障害者支援施設等において実施)

- ・障害支援区分が区分1以上である方
- ・障がい児の障がいの度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童

■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施)

- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等

(2) サービスの内容

当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。

2

これまでの医療型ショートステイの提供状況

医療的ケアが必要な方や重症心身障がい児者が、地域で安心して生活していくためには医療機関の関わりが不可欠であるが、これまで医療機関等が実施する「医療型ショートステイ」の充実は十分に図られてこなかった。

① 鳥取県立総合療育センター

(所在地:米子市上福原七丁目13-3)

- 対象者:児・者
- 定員:6名(空床型)
- 受入日:毎日(日帰り利用可)



② 国立病院機構鳥取医療センター

(所在地:鳥取市三津876)

- 対象者:児・者
- 定員:制限なし(空床型)
- 受入日:毎日(日帰り利用可)



③ 国立病院機構松江医療センター

(所在地:松江市上乃木五丁目8-31)

- 対象者:児・者
- 定員:5名(空床型)
- 受入日:毎日(日帰り利用可)



3

重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

鳥取県では、地域で生活する重度障がい児者や家族の皆さんが安心して医療型ショートステイを利用できることはもちろん、医療機関等にとってもサービスを提供しやすい環境整備を図るため、2014(平成26)年から県独自の補助事業に取り組んでいる。

1 医療機関等に対する補助

(1)対象事業者

障害者総合支援法に基づく指定短期入所事業所である医療機関

(2)補助内容

- 医療型ショートステイとして利用者を受け入れた場合に、入院診療報酬単価と医療型ショートステイの報酬相当額との差額を補助
- 医療型ショートステイに従事する看護師、事務職員等の人件費相当額 等

2 ヘルパー事業所・訪問看護事業所に対する補助

(1)対象事業者

障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護の事業所

介護保険法・医療保険法等に基づく訪問看護の事業所

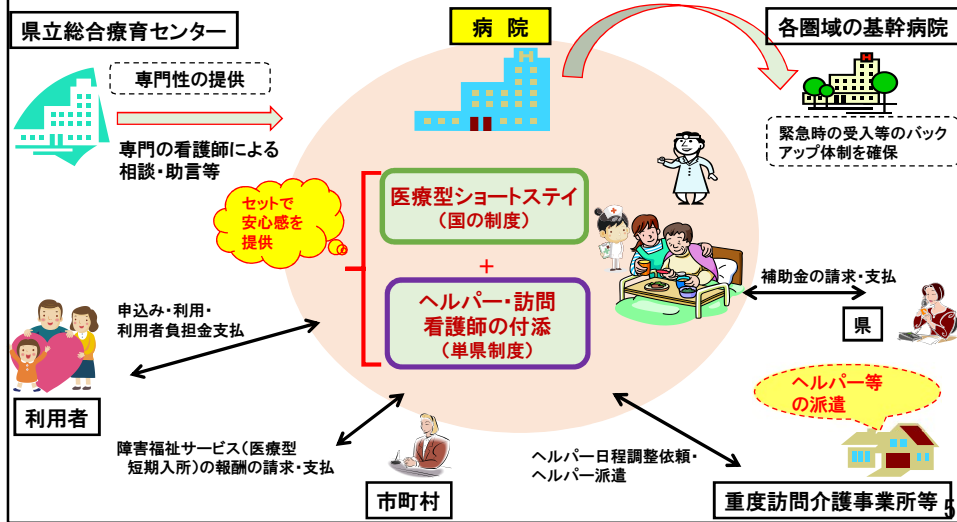
(2)補助内容

- 医療型ショートステイの利用の際、家族等に代わって見守りを行った場合の人件費相当額
- 利用者の支援内容の把握のために必要な見守り等に要する人件費相当額
- 医療型ショートステイの利用のための外来診療の付添いに要する経費 等

4

重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等が、地域で安心して医療型ショートステイを利用できるよう、**実施医療機関に対して経費を補助するとともに、見守りを行うヘルパー・訪問看護師の派遣経費を補助する。**



本事業に参加している医療機関の状況

今年度、本事業に参加している医療機関は次のとおり。



重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業の実施手順

利用者



概ね2週間※

概ね2週間※

① ショートステイの利用相談

※相談窓口は、各病院の地域連携室（メディカルソーシャルワーカー）。病院は、相談者に対して県が選定した重度訪問介護事業所等のヘルパー等が付き添う旨を説明をする。

② 病院の外来受診

※基本、最初の利用時に受診

※他の病院に主治医がいる場合は、紹介状が必要。
※外来受診後、メディカルソーシャルワーカー、重度訪問介護事業所のヘルパー等と今後の付添内容等について打合せ。

③ ショートステイ等の利用契約

※利用契約時までに、利用者が医療型短期入所利用に関する市町村の支給決定を受けていることを確認。
※また、重度訪問介護事業所とヘルパー等の付添に関する利用契約を締結。

④ お試し入院等（1泊2日程度）

※基本、初回利用時のみを想定

※保護者及び重度訪問介護事業所等のヘルパー等による付添。
※病院で利用する医療的ケアに必要な器材については、病院と利用者で要相談。ショートステイの利用時と同じ。
※お試し入院等（保険入院又はお試しショートステイ）を行うかどうかは、上記②の外来診療の結果を踏まえ、担当医（病院）が判断。

⑤ ショートステイ利用開始（～終了）（1回につき1泊2日程度）

※重度訪問介護事業所のヘルパー等による付添。
※お試し入院等、ショートステイの利用開始時期は、その時々諸事情により変動がありうる。

病院



重度訪問介護事業所等

ヘルパー等を派遣（なお、病院単独で対応可能な場合は派遣しないことも可能）



難病の子どもと家族の地域生活支援の 中核を担う拠点施設整備について —鳥取県と日本財団との共同プロジェクト—

令和元年7月17日(水)
鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局
子ども発達支援課

[日本財団共同事業] 難病の子どもと家族の地域生活支援

難病の子ども・医療的ケアが必要な子ども、そしてその家族が孤立することなく、**地域で安心して生活できるよう、福祉・医療・教育等が垣根を越えた支援体制を構築。**

① これまでの主な取組・成果

■ 地域生活支援の専門人材育成

・平成28年度、鳥取大学医学部附属病院内に「**小児在宅支援センター**」を開設し、OJT方式による医療的ケア児支援の専門人材、ボランティアを育成。

⇒ 157名が受講(平成30年度末現在)

⇒ 小児を対象とした訪問診療、訪問看護の拡大

■ 地域生活支援の拠点施設整備

・難病の子どもと家族の地域生活支援の中核を担う拠点施設整備を推進。

⇒ 本年4月、西部圏域に「**博愛こども発達・在宅支援クリニック**」がオープン。

⇒ 難病の子どもに対する**サービス提供**、地域生活支援に携わる**専門人材育成**を開始。

■ 学習保障

・ICT機器(OriHime:おりひめ)を活用した**遠隔教育支援**を県内3校(鳥取養護学校・皆生養護学校ほか1校)で実施。

② 関係者の主な声

・家族からは、訪問診療に「**安心感へ繋がる**」等の声

・関係者からは、**地域に根ざした不可欠な存在**として「小児在宅支援センター」の活動を高く評価

・地域の医療機関での**受入環境が向上**

・母子分離を基本にした「**博愛こども発達・在宅支援クリニック**」の**レスパイト支援**は好評

③ 今後の取組

・地域生活支援の専門人材育成(小児在宅支援センター&拠点施設が連携)

・東部・中部圏域における拠点施設整備の検討

・ICT機器による学習保障の継続(本県の単独予算)



※本年4月、共同プロジェクトによる**県内初施設が米子市内にオープン!**2

【西部圏域】「博愛こども発達・在宅支援クリニック」のオープン

本年4月、『**博愛こども発達・在宅支援クリニック**』がオープン。医療的ケア児等に対する**サービス提供**と地域生活支援に携わる**専門人材育成**を実施。

	内 容
施設名称	博愛こども発達・在宅支援クリニック（院長 玉崎 章子）
運営主体	医療法人同愛会
所在地	米子市両三柳1880（博愛病院・旧小児科外来棟）
開設時期	平成31年4月8日
特 徴	障がい児医療の専門医による医療サービスに障害福祉サービスを併設するとともに、難病児や医療的ケア児等の在宅支援に携わる専門人材育成を行う。
施設概要	<p>① 有床診療所(5床)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療科：脳神経小児科、小児科 ※外来診療・訪問診療の両方を実施 ・医療型短期入所(空床型) <p>② 障がい福祉サービス(通所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療型児童発達支援、福祉型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ※定員は、児童発達支援と放課後等デイサービスを合わせて10名。 <p>③ 鳥取県による委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等の在宅支援を担う医師等多職種連携養成研修(40名) ・医療的ケア児等を受け入れるための事業所等への巡回指導(20事業所) ・小児慢性特定疾病児童等の一時的預かり

3

【東部圏域】来春オープン予定の拠点施設（運営：鳥取県看護協会）

令和2年春、日本財団共同プロジェクトによる**拠点施設第2号**が鳥取市江津にオープン予定。

	内 容
施設名称	未定（※今後、鳥取県看護協会が公募により決定予定）
運営主体	公益財団法人鳥取県看護協会
所在地	鳥取市江津318-1（鳥取県看護協会建物の隣接地に新築(木造2階建て)）
開設時期	令和2年春
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・看護の専門家集団である看護協会が、医療的ケア児等を対象とする事業所での福祉サービス提供と自宅での訪問看護を組み合わせた支援を提供。また、それらに対応できる人材育成を実施。 ・医療的ケア児等の在宅生活移行、成長の各ライフステージ、病気療養等において、切れ目のない支援を提供することで、当事者や家族が孤立せず、安心して暮らすことができる環境整備を図る。
施設概要	<p>① 障がい福祉サービス等(通所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型児童発達支援[定員:2名] ・放課後等デイサービス[定員:5名] ・生活介護[定員:4名] ・療養通所介護[定員:4名] <p>② 医療サービス(訪問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 <p>③ 人材育成事業</p>



※拠点施設の完成イメージ

4

医療型短期入所について

短期入所は、ニーズが増加しているにも関わらず、サービス提供量が追いついていないという現状があるため、今後の施策実施の参考とするため、医療的ケア児者等の短期入所利用に関する調査を市町村に対して実施（令和元年6月）。

<調査結果の概要>

1 調査内容

医療的ケア児者数の把握方法、短期入所の充足感、その他短期入所に関する課題、自治体で工夫していること、医療型短期入所にかかるひと月の支給日数及び平成31年3月の利用日数。

2 結果概要

(1)医療的ケア児者数の把握方法

- ・保健師との連携、相談支援事業所との連携、関係機関との連携
- ・障害福祉サービス利用時の聞取
- ・障害福祉サービス利用書類
- ・把握できていない

(2)短期入所の充足感

- ・十分充足している(1町…江府町)
- ・ある程度充足している(4町村…若桜町、智頭町、三朝町、日吉津村)
- ・やや不足している(9市町…鳥取市、岩美町、八頭町、琴浦町、北栄町、南部町、伯耆町、日南町、日野町)
- ・大幅に不足している(5市町…米子市、倉吉市、境港市、湯梨浜町、大山町)

(3)その他短期入所に関する課題

- ・緊急時、急な申請への対応
- ・支給決定基準
- ・医療的ケア児者、行動障害児者、強度の自閉症者の受入
- ・災害対応
- ・ヘルパー不足

(4)自治体で工夫していること

- ・日頃の相談の中で、ニーズの事前把握に努めている。
- ・サービス等利用計画やモニタリングにおいての目標や課題取組の精査に心がけている。
- ・利用可能性のある施設の検討や、郡内で連携を図るなどしていく。
- ・社会資源が少ない分、関係者が顔の見える関係が作りやすいという特性を生かし、郡部連絡会を開催するなどし、連携に努めている。

(5)医療型短期入所にかかるひと月の支給日数及び平成31年3月の利用日数

圏域/ 市町村名	ひと月の支給						H31年3月の利用						H31年3月の利用日数 /ひと月の支給日数(%)	
	児		者		児者合計		児		者		児者合計		児	者
	総日数	人	総日数	人	総日数	人	総日数	人	総日数	人	総日数	人		
東部	100	8	136	13	236	21	54	5	53	11	107	16	54%	39%
鳥取市	70	5	119	11	189	16	54	5	53	11	107	16	77%	45%
岩美町	10	1			10	1					0	0	0%	0%
若桜町					0	0					0	0	0%	0%
智頭町					0	0					0	0	0%	0%
八頭町	20	2	17	2	37	4					0	0	0%	0%

中部	33	3	38	3	71	6	4	1	1	1	5	2	12%	3%
倉吉市			18	2	18	2					0	0	0%	0%
三朝町					0	0					0	0	0%	0%
湯梨浜町	10	1	10	1	20	2	1	1	1	1	2	2	10%	10%
琴浦町	8	1	10	1	18	0	3	1			3	1	38%	0%
北栄町	15	2			15	2					0	0	0%	0%

西部	303	26	311	21	614	47	110	18	92	8	202	26	36%	30%
米子市	198	17	186	15	384	32	70	11	27	3	97	14	35%	15%
境港市	25	2	76	3	101	5	5	1	33	3	38	4	20%	43%
日吉津村	10	1			10	1	2	1			2	1	20%	0%
大山町	10	1	14	1	24	2	6	1	4	1	10	2	60%	29%
南部町	22	2	7	1	29	3	3	1			3	1	14%	0%
伯耆町	23	1	28	1	51	2	16	1	28	1	44	2	70%	100%
日南町					0	0					0	0	0%	0%
日野町	10	1			10	1	6	1			6	1	60%	0%
江府町	5	1			5	1	2	1			2	1	40%	0%

※「児」は18歳未満、「者」は18歳以上のことをいう。

<調査結果>

- 東部は、ひと月の支給日数に対する利用日数の割合が他の圏域と比較して高い。
- 鳥取市は、支給決定人数と利用につながった人数が同数。
- 中部は、利用につながっていない人が多い。ひと月の支給日数に対する利用日数の割合が他の圏域と比較して低い。
- 米子市は、支給決定人数は多いが、利用につながっていない人がいる。

<参考>

市町村別人口におけるひと月の支給日数の割合

圏域/ 市町村名	ひと月の支給				人口 (人)	ひと月の支給日数 /人口 (%)	
	児		者			児	者
	総日数	人	総日数	人			
東部	100	8	136	13	225,632	0.044%	0.060%
鳥取市	70	5	119	11	189,032	0.037%	0.063%
岩美町	10	1			10,993	0.091%	0.000%
若桜町					2,984	0.000%	0.000%
智頭町					6,569	0.000%	0.000%
八頭町	20	2	17	2	16,054	0.125%	0.106%

中部	33	3	38	3	100,172	0.033%	0.038%
倉吉市			18	2	47,085	0.000%	0.038%
三朝町					6,126	0.000%	0.000%
湯梨浜町	10	1	10	1	16,114	0.062%	0.062%
琴浦町	8		10		16,569	0.048%	0.060%
北栄町	15	2			14,278	0.105%	0.000%

西部	303	26	311	21	230,882	0.131%	0.135%
米子市	198	17	186	15	147,633	0.134%	0.126%
境港市	25	2	76	3	32,922	0.076%	0.231%
日吉津村	10	1			3,503	0.285%	0.000%
大山町	10	1	14	1	15,727	0.064%	0.089%
南部町	22	2	7	1	10,503	0.209%	0.067%
伯耆町	23	1	28	1	10,687	0.215%	0.262%
日南町					4,234	0.000%	0.000%
日野町	10	1			2,934	0.341%	0.000%
江府町	5	1			2,739	0.183%	0.000%

※「児」は18歳未満、「者」は18歳以上のことをいう。

<調査結果>

- 東部は、者の人口に対する支給日数の割合が児と比較して高い。
- 中部は、人口に対する支給日数の割合が児も者も同じ割合。
- 西部は、人口に対する支給日数の割合が他の圏域と比較して高い。

3 課題等

調査結果と将来動向を見据えると、医療的ケア児者及びその家族の地域生活を支えるため、地域の資源を活用し、誰もが望む生活ができる環境づくり等が必要。

＜参考＞令和元年度 医療的ケア児者に関わる県の事業一覧

(単位:千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R1予算	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	1	小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業	医療的ケア児や重症心身障がい児等(以下「医療的ケア児等」という。)を受け入れることができる事業所等の拡大を目的として、事業所のPR、理解・啓発事業を通じて福祉人材の確保を図る。 (1)障がい福祉の職場見学ツアー 県内外から福祉人材を確保するため、県内にある障がい児通所支援事業所等を実際に見学してもらい、職場の魅力や仕事のやりがいを発信することで、事業所等への就業促進に資する。 (2)医療的ケア児等に係る理解・啓発 県内の看護学校で学ぶ看護学生を対象に、医師等による医療的ケア児等への支援方法をはじめ、事業所に従事する看護職員による仕事のやりがい等現場の声を直接聞ける機会を設けることで、医療的ケア児等の支援について理解・啓発を推進するとともに、障がい福祉分野への就業意欲を高める。	子ども発達支援課	1,587	—	単県	—
	2	医療的ケア児等コーディネーター養成事業(医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業)	医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する人材(医療的ケア児等コーディネーター)を養成する研修を実施する(研修対象者:相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域でコーディネーターの役割を担う者)。		833	1/2	1/2	—
	3	医療的ケア児等と家族のためのレクリエーション事業(医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業)	医療的ケア児や重症心身障がい児、難病児及びその兄弟姉妹を対象にしたキャンプを大山で開催する(開催日9/21～9/23)。キャンプを通して、社会参加や新たな出会い・成長(自立)を実感してもらおうとともに、保護者の身体的負担軽減を図り、また、医療的ケア児等に対する県民への理解啓発の機会とする。		2,582	—	882	1,700
	4	在宅生活支援事業(医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業)	障がい児者の在宅生活を支援するため、ニーズは高いが障害者総合支援法等の対象とならない事業を実施する市町村に助成する。 (1)施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 入所、入院又は入居中の障がい児者が一時帰宅する場合に、在宅サービスの利用料を助成する。 (2)家庭外看護師派遣支援事業 要医療障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用を助成する。 (3)エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者等に、エアーマットレスのレンタル費用を助成する。 (4)要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置する事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。 【拡充:対象事業所種別に児童発達支援事業所及び日中一時支援事業所を追加】 (5)要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を助成する。 【拡充:対象事業所種別に児童発達支援事業所及び日中一時支援事業所を追加】 (6)重度障がい児者地域移行推進事業 入院、入所又は在宅生活をしている重度障がい児者を対象にして、地域移行につなげるためのグループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を助成する。 (7)入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが必要な重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。 (8)家庭内排痰補助装置助成事業 常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の重度身体障がい児者等に、排痰補助装置のレンタル費用を助成する。 (9)身体障害者手帳(聴覚機能障害)の交付対象とならないが、補聴器(FM補聴システムを含む)が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を助成する。 【拡充:補助対象機器にデジタル式補聴システムを追加。再購入経費に故意によらず破損し修理不能となった場合を追加】		11,286	—	単県	—
	5	障がい児者事業所職員等研修事業	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、訪問看護事業所、生活介護事業所、放課後児童クラブ等の障がい児者が利用する事業所の職員を対象に、重症心身障がい、発達障がい及び医療的ケア児等についての基礎的な研修を行う。また、リハビリテーションを実施している事業所等の職員を対象に、障がい児者のリハビリテーションに関する研修を行う。		764	—	単県	—
	6	重度障がい児者相談員設置事業(障がい児等地域療育支援・相談事業の細事業)	重度障がい児者とその保護者の悩みや思いに寄り添い、相談に応じ、適切な情報提供や豊富な経験に基づく助言等を行う相談員を各圏域に1名ずつ配置する。		360	—	単県	—
	7	重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業	医療的ケアを必要とする重度障がい児者及びその家族が地域で安心して生活していくためには医療機関の関わりが不可欠であるため、「医療型ショートステイ(障害者総合支援法上の障害福祉サービス)」を実施する医療機関に対して費用を補助するとともに、家族が安心して利用できるよう、利用中はヘルパー等が家族に代わって見守りを行うこととし、重度訪問介護事業所等に対してその費用を補助する。		13,312	—	単県	—
	8	NICUからの地域移行支援事業	NICU等(新生児集中治療室及び集中治療室等)での治療が終了し、医療機関から自宅に帰る間に訪問看護師による支援が行われた場合、訪問看護師を派遣した訪問看護事業所に助成を行う。		1,701	—	単県	—
	9	医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業[新規]	本県と日本財団との共同プロジェクトに基づく難病の子どもと家族の地域生活支援の中核施設「博愛こども発達・在宅支援クリニック」に医療的ケア等の在宅生活を支える人材育成事業や小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業等を委託することにより、医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して生活していくことができる環境整備を図る。		5,862	一部1/2	1/2又は単県	—
	10	重度障がい児者支援事業	重症心身障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場(ショートステイ含む)の充実を図る。 (1)重度障がい児者日中支援事業(県1/2、市町村1/2) 生活介護事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。 (2)重度障がい児者短期入所利用支援事業(県1/2、市町村1/2) 短期入所事業所において、重症心身障がい児者の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。 (3)重度障がい児者利用施設基盤整備事業 生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。		61,155	—	単県	—
	11	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う(補助率:サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額(国1/2、県1/4、市町村負担1/4) ※財政力指数に応じた減率あり)		19,196	2/3	1/3	—

分野	番号	事業名	概要	担当課	R1予算	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	12	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。		1,730	—	—	基金
	13	小児慢性特定疾病対策事業	慢性疾患により長期にわたり治療を必要とする児童等の健全な育成を図るため、県及び市町村が小児慢性特定疾病児童に対し、医療の給付及び日常生活用具の給付を行う。	家庭支援課	82,266	1/2	1/2 又は 1/4	—
	14	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等(以下「慢性疾病児童等」という。)の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。 (1)慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業 慢性疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業、事業等の効果について審議等を行う。 (2)相談支援事業、交流・研修事業(鳥取大学に委託) 慢性疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会等の実施。		3,720	1/2	1/2	—
	15	保育サービス多様化促進事業	(1)単県事業 各市町村が特別な支援が必要と認められた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費を助成する市町村に補助する。 ア 障がい児保育 各市町村が特別な支援が必要と認められた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成 イ 医療的ケア児保育 各市町村が医療的ケアが必要と認められた子どもに対して、看護師等を配置又は訪問看護の利用により看護師等を派遣する場合に助成 ウ 乳児保育 特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成(私立施設のみ) (2)間接補助事業 ア 医療的ケア児保育支援モデル事業(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4) 地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用、医療的ケア児の受け入れを行う保育園等に必要に応じて看護師の派遣に要する経費を補助し、保育所において医療的ケア児の受け入れができる体制整備を行う。 イ 保育環境改善等事業(障がい児受入促進事業)(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3) 障がい児を受け入れるための改修等により、保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的に、既存施設の改修を行う市町村に対し、保育対策総合支援事業補助金を活用してその支援を行う。	子育て王国課	87,289	1/2 又は 1/3	1/2 又は 1/3 又は 単県	—
	16	難病等医療費助成事業(難病対策事業の細事業)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定めのある難病に罹患している患者に対して、同法に基づき県がその治療に係る医療費の一部を公費負担する。	健康政策課	732,205	1/2	1/2 又は 単県	—
	17	難病患者療養支援事業(難病対策事業の細事業)	難病の患者に対する受入病院の確保を図ると共に、難病の患者及びその家族等に対する相談支援や、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養支援を行うことにより、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。 (1)難病患者地域支援対策推進事業 地域の医療機関と連携し、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、在宅療養支援を行う(訪問相談、医療相談、訪問指導事業)。 (2)在宅難病患者一時入院事業 難病患者の家族等介護者の休息等目的での入院について、各福祉保健局・難病医療連絡協議会で入院先の調整を行い、医療機関が受け入れる(県は受け入れる医療機関に対し、受入れ体制の整備のため委託料を支払う。) (3)在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的として、訪問看護ステーションに訪問看護を委託し必要な費用を交付する。		12,872	1/2	1/2	—
18	難病相談・支援センター・難病医療連絡協議会運営事業(難病対策事業の細事業)	(1)鳥取県難病相談・支援センター 県が国立病院機構鳥取医療センター・鳥取大学医学部附属病院に委託をし、難病患者及びその家族に対し、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、各種相談に応じる。 (2)鳥取県難病医療連絡協議会 地域における難病医療体制の中核機能を担う施設として鳥取大学医学部附属病院を「難病医療拠点病院」に指定し、重症難病患者が適切な入院・退院を行えるような体制づくりを行う。	21,071		1/2	1/2	—	
教育	19	医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室事業	医療的ケアの必要な児童生徒の放課後の居場所を確保するため、福祉保健部が実施を計画しているデイサービス事業の体制が整うまでの2年間(平成30～令和元年度)の暫定措置として、鳥取養護学校において看護師を配置した放課後子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や保護者の負担軽減を図る。	特別支援教育課	13,906	一部 1/3	2/3 又は 単県	—
	20	特別支援教育充実費(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実)	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア運営協議会の開催 ・特別支援学校医療的ケア担当者会議の開催 ・学校看護師の保険加入		431	—	単県	—
	21	特別支援教育における専門性向上事業(医療的ケア専門性向上事業)	医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師の手技や医療安全の専門性を高める研修や教職員の呼吸や姿勢に関する専門性を高める取組を行う。		519	—	単県	—
	22	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。	教育人材開発課	人件費	1/3	2/3	—